

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

**Q** 残薬があることがわかったため処方せんに記載された医薬品の投与日数を減らした場合は重複投薬・相互作用防止加算を算定できますが、投与日数が変更されなかった場合も算定できますか。(匿名希望)

**A** 算定できません。  
薬剤服用歴管理指導料の加算項目として設けられている「重複投薬・相互作用防止加算」は、①類似する薬理作用を含む併用薬との重複投薬、②併用薬や飲食物などとの相互作用の防止を評価するもので、処方医に疑義照会を行った場合に算定できます。

患者のところに投与された薬剤がまだ残っている(すなわち、残薬がある)ために投与日数を変更するケースは、必ずしも①や②に直接該当するものではありませんが、薬局の薬剤師による残薬問題の解消に向けた取り組みを評価するため、2012年4月から、処方せんに記載された投与日数が変更(短縮)された場合も同加算の算定対象となるよう、要件が一部追加されています(表1)。

ただし、残薬問題の解消についての評価は「処方の変更

が行われた場合」に限られており、処方変更が行われなかった場合には算定することが認められていません(表2)。

**Q** 重複投薬・相互作用防止加算の算定では、通常、複数の処方せん同士、または、処方せんと院内投薬によるケースが対象ですが、残薬解消のための投与日数の短縮についても、ほかの処方せんや院内投薬による薬剤と調整した場合でなければ算定できないのでしょうか。(匿名希望)

**A** 残薬解消のために処方変更を行った場合の算定については、ほかの処方せんや院内投薬による薬剤との調整である必要はありません。

前問においてご説明のとおり、重複投薬・相互作用防止加算で評価している範囲のうち、残薬問題の解消に係る算定要件の部分は、2012年4月から新たに追加されているものです。

残薬があるために投与日数を短縮するケースとは、必ずしもほかの処方せんまたは院内投薬による薬剤を対象として行うとは限りませんので、通常の場合(複数の処方せん同士、処方せんと院内投薬など)とは別に考える必要があるでしょう。

表1 重複投薬・相互作用防止加算の算定要件(残薬関連部分)

- ア 重複投薬・相互作用防止加算は、薬剤服用歴の記録に基づき、併用薬との重複投薬(薬理作用が類似する場合を含む。)及び併用薬、飲食物等との相互作用を防止するために、処方医に対して連絡・確認を行った場合に算定する。処方医の同意を得て、処方の変更が行われた場合に「注3」のイを算定し、処方に変更が行われなかった場合は「注3」のロを算定する。  
なお、薬剤服用歴管理指導料を算定していない場合は、当該加算は算定できない。
- イ 薬剤の追加、投与期間の延長が行われた場合は、「注3」のイは算定できない。
- ウ 重複投薬・相互作用防止加算の対象となる事項について、処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴の記録に記載すること。
- エ〜カ (略)
- キ 残薬の確認の結果、処方の変更が行われた場合についても、「注3」のイを算定できる。

表2 重複投薬・相互作用防止加算に関する疑義解釈(残薬関連)

【重複投薬・相互作用防止加算】

(問1) 通常、同一医療機関・同一診療科の処方せんによる場合は重複投薬・相互作用防止加算を算定出来ないが、薬剤服用歴管理指導料の新たな要件として追加された「残薬の状況の確認」に伴い、残薬が相当程度認められて処方医への照会により処方変更(投与日数の短縮)が行われた場合に限り、同加算の「処方に変更が行われた場合」を算定できるものと解釈して差し支えないか。

(答) 差し支えない。ただし、残薬の状況確認に伴う処方変更は、頻回に発生するものではないことに留意する必要がある。

〔診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について〕(2014年3月5日、保医発0305第3号)別添3より抜粋

〔疑義解釈資料の送付について(その1)〕(2012年3月30日事務連絡、厚生労働省保険局医療課)別添4より抜粋